

運営指導での主な指摘事項に関するQ & A

－ 社会福祉法人 運営編 －

※ このQ & Aは、令和5年度までの運営指導での主な指摘事項等について、Q & A形式で解説したものです。

	ページ
Q 1 役員及び評議員の選任	1
Q 2 理事の欠員補充	1
Q 3 理事の解任	2
Q 4 理事長の選定	2
Q 5 評議員会の招集手続	3
Q 6 決議の省略	3
Q 7 特別の利害関係を有する者	4
Q 8 理事長の職務の執行状況の報告	4
Q 9 議事録の作成	5
Q 10 法人の変更登記	5
Q 11 役員報酬等の支給基準	5
Q 12 書類の公表	6
Q 13 役員、評議員の欠格事由	6

【凡例】

法	: 社会福祉法
省令	: 社会福祉法施行規則
一般法人法	: 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
定款例	: 社会福祉法人定款例
経営組織 Q&A	: 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q&A

**令和6年4月
埼玉県福祉部福祉監査課**

○役員及び評議員の選任

Q 1 役員及び評議員を選任する際の留意点は

A 1 役員及び評議員の選任手続は次のように行ってください（特に③に関する指摘が多くなっています。）。

- ① 役員及び評議員の選任に当たっては、事前に就任承諾書、欠格事由等の確認書及び履歴書等の書類を徴取し、本人の就任の意思、資格要件及び欠格事項を確認します（指導監査ガイドラインⅠ3(1)2、Ⅰ4(3)、Ⅰ5(2)2）。
- ② 理事会を開催し、候補者を選定するとともに、役員の選任に当たっては評議員会の招集※¹並びに評議員の選任に当たっては評議員選任・解任委員会（定款例第6条）の招集を決議します。その際、候補者が必要な資格要件を備えていること及び欠格事項に該当していないことを議案資料等で明示し、議事録にも明記しておきます。

※1 法第45条の9第10項で準用する一般法人法第181条第1項

- ③ 監事の選任に関する議題を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければなりません※²。監事の同意を得る方法に決まりはありませんが、理事会において同意を得てその旨を議事録に記載しておく方法や各監事から同意書を得る方法があります。

※2 法第43条第3項で準用する一般法人法第72条第1項

- ④ 役員の選任は評議員会で行います（法第43条第1項）。その際、必要な資格要件を備えていること及び欠格事項に該当していないことを議案資料等で明示し、議事録にも明記しておきます。
- ⑤ 評議員の選任は評議員選任・解任委員会（定款例第6条）で行います。その際、必要な資格要件を備えていること及び欠格事項に該当していないことを議案資料等で明示し、議事録にも明記しておきます。

※ 評議員の定数は、平成27年度以前に設立された法人で平成27年度の法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人並びに平成28年度中に設立された法人に対して4名以上とする経過措置が設けられていました（法附則第10条）。この経過措置の期間は令和2年3月31日までとなっており、現在はすべての法人において評議員が7名以上かつ、理事の現在数を超えて配置されている必要があります。

○理事の欠員補充

Q 2 理事の欠員補充をする場合の留意点は

A 2 理事には3つの資格要件に該当する者がそれぞれ1名以上含まれている必要があります（法第44条第4項）。

このため、理事の欠員に伴い、例えば、「施設の管理者」の資格要件に該当する理事が1人もいなくなってしまった場合には、速やかに「施設の管理者」の資格要件を持つ者を理事に選任する手続を行います。

【理事の資格要件】

- ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ② 法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③ 施設の管理者

○理事の解任

Q 3. 理事長と意見が対立した理事を解任することができるか

A 3 理事長と意見が対立したことを理由として、その理事を解任することはできません。

理事の解任は、次のいずれかの要件に該当する場合に限り、評議員会の決議によって行うことができます（法第45条の4第1項）。

【理事の解任の要件】

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ② 心身の故障のため、職務に支障があり、又はこれに絶えないとき

○理事長の選定

Q 4. 理事長を選定する際の留意点は

A 4 理事長は、理事会からの委任を受け、理事会（及び評議員会）が定める定款・その他の規程や決議に従って、社会福祉法人の内部的・対外的な業務を執行します（法第45条の16第2項）。

任期満了により新たな理事が選任された場合又は任期途中で理事長に欠員が生じた場合は、速やかに理事会を開催し、新たな理事長を選定しなければなりません（法第45条の13第3項）。

このため、例えば、任期満了により新たな理事が定時評議員会で選任された場合は、理事会の招集手続の省略の規定を適用し、その日のうちに理事会を招集して新たな理事長を選定する方法をとることができます（経営組織Q&A問44-2）。なお、新たな理事長が選定されるまでは、任期満了又は辞任した理事長が、理事長としての権利義務を有することになります。

理事長の選定は法人運営を左右する重要な決議です。このため、理事会の決議の省略の規定は適用せず、理事会を開催し理事が一堂に会した場で理事長を選定するようにしてください。

また、理事長選定後2週間以内に変更登記が必要となりますので、忘れずに行ってください（組合等登記令第3条）。

○評議員会の招集手続

Q 5. 評議員会の招集手続の留意点は

A 5 評議員会を招集するためには、あらかじめ理事会で評議員会招集事項を決議しておく必要があります^{※1}。決議した評議員会招集事項に基づき、理事長が招集します（定款例第12条）。

※1 法第45条の9第10項で準用する一般法人法第181条第1項
招集通知には評議員会招集事項を記載し、評議員会の1週間前（中7日あける）までに各評議員に対して書面で発出します。^{※2}

※2 法第45条の9第10項で準用する一般法人法第182条第1項
【注意事項】

定時評議員会は2週間の決算書類等の備え置き期間（法第45条の32第1項）後に開催しなければなりません。そのため、決算決議の理事会において評議員会招集事項を決議する場合は、2週間（14日間）以上あける必要があります。

招集通知を省略し評議員会を開催することもできますが^{※3}、この場合は、評議員会の招集手続の省略に関し評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存しておく必要があります（指導監査ガイドラインI 3(2)3）。

※3 法第45条の9第10項で準用する一般法人法第183条

なお、運営指導では、理事会の評議員会招集事項の決議が不十分（議題や議案が決議されていない）とする指摘が多くなっています。

【評議員会招集事項】

- ① 評議員会の日時及び場所
- ② 評議員会の目的である事項（議題）
- ③ 評議員会の目的である事項の議案

○決議の省略

Q 6. 決議の省略を行う場合の留意点は

A 6 議題の提案に対し、評議員（特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなすことができます（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条第1項）。

また、定款に決議の省略についての定めがあり、議題の提案に対し、理事（特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事が異議を述べたときを除き、理事会の決議があったものとみなすことができます*。決裁があったとみなされる日は、最後に収受した日となります。

※ 法第45条の14第9項で準用する一般法人法第96条

なお、評議員会が議決機関であること及び理事会が業務執行機関であることを鑑みれば、決議の省略は、客観的に見て明らかに審議を行う必要のない場合に限って行うべきものです。

決議の省略を行った場合は、適正な手続を行ったことの説明責任を果たすことができるよう、意思表示に係る書面又は電磁的記録をその主たる事務所に10年間保存しなければなりません（法第45条の15第1項）。

○特別の利害関係を有する者

Q 7. 決議に加わることのできない特別の利害関係を有する評議員（又は理事）とはどのような者か

A 7 評議員会（又は理事会）の決議には、特別の利害関係を有する評議員（又は理事）は加わることができません（評議員会：法第45条の9第6項、理事会：法第45条の14第5項）。

特別の利害関係とは、評議員については、法人に対する善管注意義務を履行することが困難と認められる利害関係を意味します（指導監査ガイドラインI 3 (2) 2）。

また、理事については、法人に対する忠実義務（法第45条の16第1項）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものであり、理事の競業取引（理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと）や利益相反取引（理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと）※¹、理事の損害賠償責任の一部免除※²があります。利害関係を有する理事は当該決議には加わることができません。

※ 1 法第45条の16第4項で準用する一般法人法第84条第1項

※ 2 法第45条の20第4項で準用する一般法人法第114条第1項

特別の利害関係の有無については、事前に各評議員（又は各理事）に確認しておく必要があります（指導監査ガイドラインI 3 (2) 2、I 6 (1) 2）。

特別の利害関係を有する評議員（又は理事）がいる場合、議事録には、当該評議員（又は理事）の氏名及びその者が当該決議に加わらなかったことを明記します（指導監査ガイドラインI 3 (2) 2、I 6 (1) 2）。

○理事長の職務の執行状況の報告

Q 8. 理事長の職務の執行状況の報告の留意点は

A 8 理事長及び業務執行理事は、3か月に1回以上※¹自己の職務の執行状況を理事会に報告する義務があります（法第45条の16第3項）。

※ 1 定款で「毎会計年度に4月を超える間隔で年2回以上」と定めることも可能
報告内容については、定款例第24条に定める理事長の専決事項のほか、例えば、法人が実施する社会福祉事業、公益事業、収益事業等の運営状況及び経営状況、地域における公益的な取組の進捗状況、その他重要事項等の報告を行います。

なお、理事長及び業務執行理事の職務の執行状況の報告は、実際に開催された理事会において報告を行う必要があります。※²

※ 2 法第45条の14第9項で準用する一般法人法第98条第2項により理事会への報告の省略はできません。

○議事録の作成

Q 9. 議事録の作成の留意点は

A 9 理事会及び評議員会の議事録に関し、運営指導で指摘の多い事項は次のとおりです。

(理事会：省令第2条の17第3項、評議員会：省令第2条の15第3項)

- ① 理事や評議員の意見・質問等の発言要旨が記載されていない。
- ② 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていない（評議員会の議事録の場合に記載が必要）。
- ③ 特別の利害関係を有する者が決議に加わっていないことが確認できない。
- ④ 議案書等の資料が議事録と一緒に保管されていない。
- ⑤ 事務所への備え置きがされていない。

○法人の変更登記

Q 10. 資産の総額の変更登記や理事長の変更登記は、いつまでに行えばよいか

A 10 資産の総額の変更登記については、毎事業年度の末日から3月以内（6月末まで）に行わなければなりません（組合等登記令第3条第3項）。

また、理事長の変更登記など次に掲げる登記事項については、変更が生じたときから2週間以内に変更登記を行う必要があります（組合等登記令第3条第1項）。

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

○役員報酬等の支給基準

Q 11. 役員報酬等の支給基準に関する留意点は

A 11 理事、監事及び評議員に対する報酬等については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければなりません（法第45条の35第1項）。

報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいいます。

また、理事会や評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しませんが、実費相当額を超えて支給する場合は報酬等に含まれます（指導監査ガイドラインⅠ8）。

なお、理事が職員を兼務している場合に、職員として受ける給与等の財産上の利益及び

退職手当は含まれません。

① 報酬等の額（報酬等の額の総額）

- ・理事及び監事：定款又は評議員会の決議により定めます。
- ・評議員：定款で定めます。

② 報酬等の支給基準

- ・評議員会の決議により定め、法人のホームページで公表します。

○書類の公表

Q12. 法人のホームページで公表すべきものはなにか

A12 社会福祉法人は、高い公益性を有する法人であることから事業運営の透明性の向上に努める必要があります。

法人のホームページでは、「定款」及び「評議員、役員（理事・監事）の報酬等の支給基準」並びに「役員等名簿」を公表しなければなりません（法第59条の2第1項、省令第10条第1項）。

なお、法人の届出により「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（WAM NET）」で公表された場合は、公表が行われたものとみなされます。

○役員、評議員の欠格事由

Q13. 役員及び評議員の欠格事由とはどのようなものか

A13 役員及び評議員（以下「役員等」という。）の欠格事由は以下のとおりです。

- ① 法人
- ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員
- ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

上記の要件のうち、②については、従来「成年被後見人」及び「被保佐人」と規定されていて、該当者が役員等になることはできませんでした。しかし、令和元年9月の法改正に伴い、「成年被後見人」及び「被保佐人」に該当したことのみをもって、欠格事由に該当すると判断することはできないことになりました。改正後は、「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当した場合、と個別に判断する個別審査規定となります。

具体的な確認方法等ですが、誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないこと

の確認を行う方法で差し支えありません。必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられます。